

# 「高速バス表示ガイドライン」の策定について

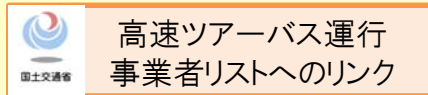
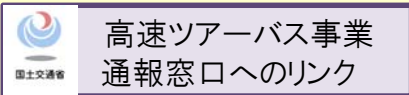
高速乗合バス及び高速ツアーバスにおけるインターネット（携帯電話用サイトを含む。以下同じ。）、紙媒体及び車両における表示を対象に、高速乗合バス事業者、旅行業者及び販売サイトを含む関係者による表示の改善や国による関係者への指導のための指針として、策定、公表。（平成24年6月29日公表）。

## 表示内容

### インターネットにおける表示

#### 表示を必須とする事項

- ① 高速乗合バスと高速ツアーバスの別
- ② 運行会社
- ③ 実車距離
- ④ 所要時間（見込み）
- ⑤ 運転者（例：2名乗務／1名乗務）
- ⑥ 安全運行協議会（高速ツアーバスの場合）
- ⑦ 任意保険・共済  
（例、「対人無制限」）
- ⑧ 乗降場所 等



#### 表示を推奨する事項

- ① 安全性向上のための自主的な取組  
（例：貸切バス事業者の選定基準、  
バス車両へのふらつき注意喚起装置の設置等） 等

#### 紙媒体における表示

- ① 利用者にとって「高速乗合バス（路線バス）」と「高速ツアーバス（募集型企画旅行）」の別が容易に判別できるよう表示。
- ② 関連情報が掲載されたホームページの紹介を行うこと等により、利用者がより詳しい情報を得られるよう表示。

### 車両における表示

#### 車外への表示（高速ツアーバスに限る。）



**高速ツアーバス**

【企画実施旅行会社】  
●●トラベル

【運行貸切バス会社】  
■■観光バス（リスト番号）

#### 車内での表示

実車距離が400kmを超える運行については、利用者が見やすい場所に、以下の事項を掲示又は備え付けることとする。

- ① 関係する事業者名
- ② 運行経路
- ③ 実車距離
- ④ 交替運転者の配置計画
- ⑤ 車両の初年度登録月日 等

#### 車内での放送

実車距離が400kmを超える運行については、起点バス停留所等からの出発時に運転者（交替運転者を含む。）が氏名、途中休憩の場所（運転者が仮眠を取る場合はその旨も付言）について車内放送を行うこととする。